

公益財団法人よこはま学校食育財団契約細則

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 26 年 3 月 28 日

(入札の遅刻等)

第 1 条 入札に事前に遅刻する旨の連絡があった場合でも、15 分以内のときは可とするが、15 分を越える遅刻は当該物件については辞退とみなし、辞退届けを提出させる。

- 2 事前に遅刻する旨の連絡がなく、15 分を越える遅刻は欠席と見なす。
- 3 事前に欠席する旨の連絡があった場合は、後日欠席届を提出させる。

(入札の回数等)

第 2 条 入札金額が予定価格を超えている場合は、2 回目の入札を行う。

- 2 入札金額等予定価格の範囲外であれば、予定価格超過を告げ、無効者を除き 2 回目の入札を行う。
- 3 交渉
再度（2 回目）入札しても落札者がいないときは、入札の打切りを告げ、最低価格入札者と交渉を行う。
- 4 不調

前記の交渉でも契約相手が決定しない場合は不調となり、指名替えを行う。指名替えを行えない場合は随意契約を行うこととする。

なお、予定価格を変更する場合は、再入札となり設計金額の変更を行う。

(単独随意契約)

第 3 条 契約要綱第 19 条第 3 号に規定する、理事長が特に必要と認めたときとは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 見積書を徴収した後に、徴収した者の中から契約辞退の申し出があったため見積書徴収者が一者となった場合で、改めて他の者から見積書を徴収する時間的余裕がないとき。
- (2) 物資選定委員会が選定した物資について、選定基準適合物を納入できる者が一者となった場合で、改めて物資選定委員会を開催することが困難なとき。

(契約の成立時期)

第 4 条 理事長と契約の相手方とが記名押印した契約書を取交わさなければその契約は確定しないものとする。

(印紙の貼付)

第 5 条 物資供給契約書等を除き、運送及び請負に関する契約書には、所定の金額の印紙を貼付する。

(契約代金の支払)

第 6 条 理事長は、適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に

代金を支払うものとする。

(契約の変更)

第7条 社会情勢の変化などにより、物価、賃金が著しく変動したため、契約金額等がはなはだしく不当となったと認められる場合にはやむをえないものと判断し、契約変更を行う。

2 契約の変更時期

契約の相手方が現品の引き渡しを完了するまでは、変更ができるものとする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。